

被災地における“地産地消”型住宅と地域雇用を促す、投資減税制度の提案

天然住宅バンク（NPOバンク）

市民による非営利金融である NPO バンクのひとつ「天然住宅バンク」は、住み続けることのできる“仮設ではない”仮設住宅（復興住宅）を東日本大震災で被災した方々に提供するための支援を、宮城県を中心とした被災地域の方々と都市部の市民を事業でつなげ、産業復興と雇用を創ることを目的に、以下のように始めました。

- 1) 後の増設や他の土地への移築が可能な、壊すことを前提としない優良住宅の提供。
- 2) 家の材料は地域の木材を使い、建築は被災地域の工務店と大工等が行う。
- 3) 地域のコーディネートは、被災地または近隣の市民が NPO 等を活用して行う。
- 4) 建築に必要なお金は広く被災地以外の市民から非営利の出資で集め、低金利で融資する。
- 5) これらを通じて、地域の雇用の創出と産業の復興を被災地の方と共に実現する。

この取り組みは、すでに宮城県気仙沼市や、町全体が破壊された南三陸地域の被災者の皆さんと議論が進められるなど、2 か所で具体的に動き始めています。また、宮城県にある林業者「栗駒木材㈱」、地域の NPO「日本の森バイオマスネットワーク」等と、事業スキームや場所の問題を話し合い、民一民による早期の支援実現に向けて努力をしています。

NPO バンクは、これまで一般の市民から「配当のない非営利の出資」を集めて、地域で活動する NPO やワーカーズコレクティブ、または多重債務者などの個人等に向けて融資をしてきました。翻って今回の震災支援を考えると、災害当初には被災地以外の市民からの寄付が重要ですが、住宅支援などの中長期的な支援には NPO バンクが行ってきた「非営利の出資」のような社会的出資が重要になってくると考えています。

この支援策は、基本的に税金をできるだけ使わず、民一民で資金調達を含めて行うことに特徴があり、資金規模は5億円程度を考えています。これまで、NPO バンクでは一定の出資を集めてきましたが、「配当のないリスクだけがある社会的出資」に時間を置かず5億円を集めるためには、何らかのインセンティブが必要だと考えています。

昨年、内閣府「新しい公共円卓会議」の「円卓会議における提案と制度化に向けた政府の対応」では『地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する』とされましたが現在ペンディングになっています。大震災後の復興にこの政策を実現すべきと考え、以下の通りご提案します。

（詳しい内容は、企画書案をご覧ください）

1、社会的投資減税（税制特例）の実現

- ✓ 「非営利の出資」に税制特例を与える社会的投資減税制度は「志ある市民のお金」を地域復興のために推進するもので、まさに今回の震災復興に活用できます。この制度を今こそ実現させ、被災地域の復興に新たな民間資金の導入を促すべきだと考えます。

2、NPO バンク法の実現

- ✓ “市民による非営利金融” NPOバンクは、出資を前提とするため既存の非営利法人格が持てません。社会的な存在として活動するために、NPOバンクが法人格を持つことが急がれます。

住み続けられる“仮設ではない”仮設住宅（復興住宅）企画（案）

住み続けられる“仮設ではない”仮設住宅プロジェクトの目的

ハウジング・ファースト（居住優先）という考え方があります。これは、まず支援の最初に住居を用意した上で、一定のあいだ家賃支払いを支援しつつ、生活の安定に必要な課題解決に取り組んでいく方法です。私たちは、無所得で暮らさざるを得なくなった方たちでも、しっかりした住居を確保した上で、生活の復興をしていくべきだと考えます。天然住宅バンクの“仮設ではない”仮設住宅プロジェクトは、居住や財産を失ってしまって自身では生活の再建が困難な方へ、被災地の中で安心して生活のできる住宅を提供することを目的としています。

また、中央のゼネコン等ではなく、地域の産業に多くの復興資金が回るようにし、同時に被災地の雇用を創出すること、つまり大企業が大儲けするのではなく、出来るだけ多くの地域の産業や人によって復興資金がシェアできる仕組みが必要だと考えています。そして、復興のためには、被災地域の市民自身が「復興のための新しいまちづくり」を行うことも大切だと考えます。

これらを実現するためには、被災地以外の市民が継続的な支援を行うことが重要です。私たちは、非営利金融である NPO バンクの仕組みを活用し、寄付だけではない「社会的出資」を広く呼びかけ、その資金をもとに被災地の住宅問題を長期間にわたって支援することで、この問題を解決したいと考えています。

“仮設ではない”仮設住宅の特徴と目標

“仮設ではない”仮設住宅（復興住宅）とは、具体的にはこのような住宅です。

“仮設ではない”仮設住宅（復興住宅）の特徴

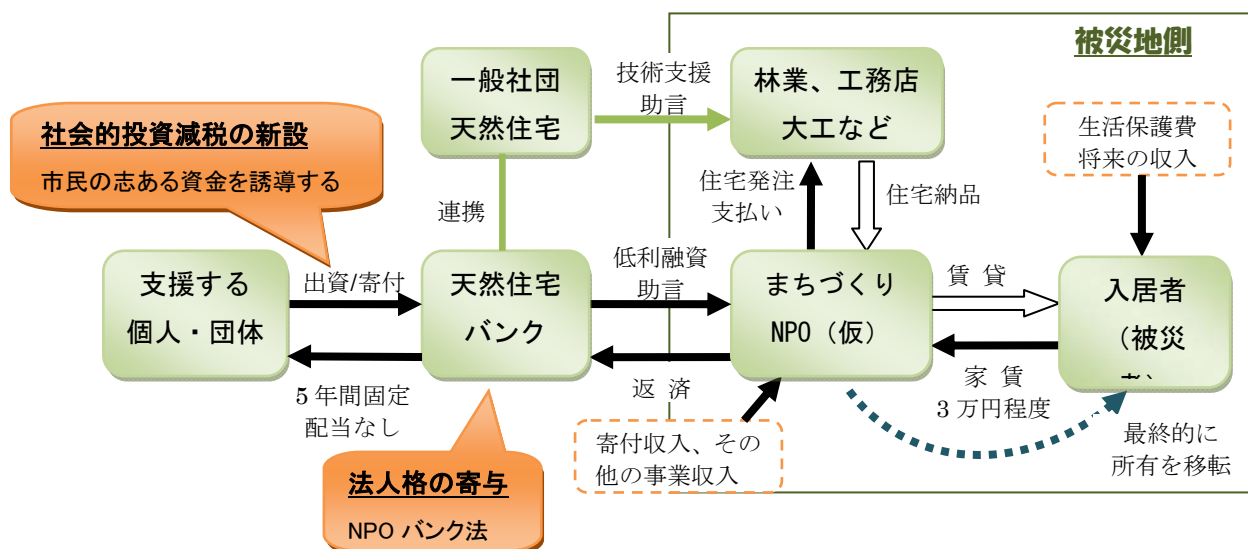
- ① 地域の中の木材資源を活用した、伝統工法（板倉作り）による住宅。
- ② 資金が集まれば本格住宅に改築することができ、後で分解して他の土地に移築をすることが可能。
- ③ 東北の冬でも十分な温かさを持ち、結露せず、締め切っても健康に悪影響がない。
- ④ 一般の仮設住宅と違い使い捨てでなく、100年以上の活用が可能で、ゴミが出ない。
- ⑤ 安価であり（2Kで450万円／戸を予定）、建築が早い（14日程度）。
- ⑥ 林業や工務店などの地域産業の活性化と、被災地の雇用創出につながる。

まず、この住宅を今年の5月から10月まで（冬到来前）に100戸の建設をすることを目標にしています。支援地域は、栗駒木材が支援に入っている宮城県気仙沼市を第1候補とし、私たちの提案を受けてくれる人や団体を探しているところです。最初は一つの地域で行いますが、この試みが成功することによって他の被災地でも同様の取り組みが広がっていくことを目指しています。

事業のスキーム

この取り組みを成功させるには、以下のようなたくさんの団体や市民の力、および市民の志ある資金を集めるための法改正が必要です。

●イメージ図



●社会的投資減税と、NPOバンク法の提案（都市部の資金提供支援）

*社会的投資減税（税制特例）

社会的投資減税については、昨年度、内閣府「新しい公共円卓会議」（6月4日）の、「円卓会議における提案と制度化に向けた政府の対応」に以下の表現で記載されていますが、昨年度は実現せず、ペンディングになっています。

地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する。

この内容は、税金ではなく「志ある市民のお金」を地域復興のために推進するもので、まさに今回の震災復興に活用できます。これまでは、「寄付」が市民による緊急支援の中心になってきましたが、今後必要になる数年単位での支援には「社会的出資」の方が適しています。この制度を今こそ実現させ、民間資金の導入を促すべきだと考えます。

*NPOバンク法

このような資金を集めている“市民による非営利金融”NPOバンクは、出資を前提とするために既存の非営利法人格をもつことができません。このことが、社会的投資減税制度の提案の際にも、問題になりました。今後、特に復興地域の中でNPOバンクの仕組みは、重要な位置を占めていきます。社会的な存在として活動するために、NPOバンクが法人格を持つことが急がれると考えます。

●関係者の説明

*支援する個人・団体

- 被災地の住宅を復興することが目的の、一口5万円以上の出資者、および寄付者。出資金は「非営利の出資」という扱いになり、配当はない。被災地への継続した支援を行うために、5年間（または10年？）は払い戻しを行えない。

*天然住宅バンク

- 被災地と地域産業の復興を目的にした出資金を募り、被災地で居住支援をテーマにしたNPO

などに「仮設ではない」仮設住宅」建設の費用を低利融資（2%単利）する。

今回の出資金募集の目標金額は、4億5千万円（450万円×100戸）を予定。

***一般社団 天然住宅**

- 日本の木材を使って健康で長持ちする家を非営利で作ってきた経験とネットワークを生かし、設計を中心とした技術支援とアドバイスを行う。

***まちづくり NPO（仮称）**

- 地域の被災者の皆さんが中心になった、コミュニティを基盤にしたまちづくり NPO を想定。天然住宅バンクから融資を受けて、地域の林業者・工務店・大工等と「仮設ではない」仮設住宅」の建設を行い、それを所有し、被災者に賃貸または販売する。
- NPO には、地域の復興を願う市民や NPO 団体、不動産屋、商工・農漁業者、お寺、大学関係者、土地問題の専門家など、多様な人材が入り、NPO 自体が「住人」参加の新たなまちづくりの場になると良いと思われる。

⇒ 4/5 現在で、宮城県では気仙沼市と南三陸地域の 2 か所で、地域の皆さんが地域再興を行う「まちづくり NPO」の議論が始まり、すでに動き始めている。

***林業者、工務店、大工など**

- このPJには、地域の林業者や工務店、大工なども参加している。その中には被災者や被災地の産業も多く含まれ、上記の「まちづくり NPO」とともに地域の雇用の場作りや、地域産業の復興の準備を始めている。

***入居者（被災者）**

- 震災で住居や財産を失ってしまった個人。無一文でも入居可能で、家賃は月 3 万円程度。建築費の 450 万円を支払った段階で、NPO から入居者に所有移転することを想定。
- 家賃の支払いは、被災者生活再建支援法（最高 300 万円）による資金、生活保護からの家賃補助（宮城県の H21 年度上限額は 2 名世帯 45,100 円）、将来の収入等による。

●この件に対する問合せ先

奥田裕之（天然住宅バンク理事/NPO まちぽっと）

電話 ; 03-5941-7948

メール ; okuda@machi-pot.org